



はじまりました ふるさと納税

地方公共団体に対する寄附金の税額(所得)控除

【ふるさと納税とは】

一般的に「ふるさと納税」と呼ばれていますが、ふるさとに直接納税するのではなく、ふるさとの地方公共団体（市町村や都道府県）に寄附をした場合にその一部が個人住民税及び所得税から控除される制度で、結果としてその控除された金額をふるさとに納税したのと同じ効果が生まれるという制度です。

地方公共団体に対して5,000円を超える寄附をした場合、その超える部分が「その年の所得税」と「翌年度の個人住民税」から寄附金控除されます。※控除額の算定にあたっては算出率や上限額など、一定の制限があります

“ふるさと”納税と称されますが、どの地方公共団体に対する寄附でも対象となります。出身地でなくても構いません。なお、寄附金控除を受けるためには、寄附をした先の地方公共団体が発行する「寄附を証する書類（領収書）」を添付し確定申告をする必要があります。

【寄附金控除の対象】

寄附金額が30,000円の場合、5,000円を超える部分の25,000円が「控除対象額」になります。

この控除対象額を基に、所得税、住民税(基本控除)及び住民税(特例控除)ごとに控除額を算出し、寄附された方の税額から控除されます。それぞれの算出例はつぎのとおりです。

所得税の控除	(基本控除)	住民税の控除 (特例控除)
控除対象額に寄附者の限界税率を乗じて得た額が安くなります。 例 (限界税率10%) 30,000円(寄附額)－5,000円＝25,000円 25,000円(控除対象額)×10%＝ 2,500円が安くなります。 ※限界税率とは、その人に課される所得税の税率で、所得が多ければ率も上がる。 ※寄附した額が総所得金額の40%を超える場合は、総所得金額の40%から5,000円を差引いた額が控除対象額。	控除対象額の10%（定率）が安くなります。 例 30,000円(寄附額)－5,000円＝25,000円 25,000円(控除対象額)×10%＝ 2,500円が安くなります。 ※寄附した額が総所得金額の30%を超える場合は、総所得金額の30%から5,000円を差引いた額が控除対象額。	90%から限界税率を引いた値を控除対象額に乗じて得た額が安くなります。 例 (限界税率10%) 30,000円(寄附額)－5,000円＝25,000円 25,000円(控除対象額)×(90%－10%) 20,000円が安くなります。 ※寄附した額が総所得金額の30%を超える場合は、総所得金額の30%から5,000円を差引いた額が控除対象額。 ※特例控除額は住民税所得割額の10%が限度。

上記の例を合算すると、所得税2,500円＋住民税(基本控除)2,500円＋住民税(特例控除)20,000円＝25,000円となり、ふるさとに30,000円の寄附をすると、国と居住地の税金が25,000円減額されることとなります。

控除額は、寄附金の額や所得額などによって変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

➡お問い合わせ 財務課税務係 ☎62-1211(内線255) ✉zaimu@town.haboro.hokkaido.jp